

「学校いじめ防止の基本方針」 桐生市立桜木小学校

平成27年3月策定 平成28年4月改訂

平成30年4月改訂 令和4年4月改訂

令和5年4月改訂 令和7年1月改訂

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

- ①いじめ防止等の対策により、学校内のすべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ②いじめ防止等の対策においては、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ③いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域、関係機関との連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す行う。

2 いじめ防止等のための組織：いじめ対策委員会

(1) いじめ対策委員会の構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援コーディネーター・関係児童の担任
教育相談主任・養護教諭・生徒指導部 ※必要に応じて生徒指導委員会を開くこととする。

(2) 活動の概要

- 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いの情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ未然防止のための取組

- 教職員が児童のために「安心感」「自己存在感」「満足感」を持たせることができる場や機会を準備し、いじめが起こりにくい土壌をつくる。
- 児童が主体的に行う活動を通して、他者から認められている、他者の役に立っているという「自己有用感」を高め、人と関わることを喜びとを感じる場や機会をつくり、いじめに向かわない児童を育成する。
- 学校の指導体制を充実させ、家庭・地域・関係機関の理解と協力を得て、児童の健全育成に取り組む。
- 代表委員会を中心に、児童がいじめ問題を自分たちのことと考え、議論することにより、自ら活動できる集団を組織する。
- 学校において、特に配慮が必要な児童については、その特性や背景を踏まえた適切な支援を日常的に行う。

(2) いじめ早期発見のための取組

- けんかやふざけ合いであっても、児童の被害性に着目して、いじめに該当するかどうか判断する。
- 子どもの声に耳を傾け、いじめに関するアンケートや個別面談を通して児童の様子に気を配る。
- SOSの出し方教育の計画的な実施と受け止め体制の整備に取り組む。
- 生徒指導委員会や職員会議で教職員間の情報交換を積極的に行い、多くの教員が児童に関わることで発見の機会を多くしていく。
- 保護者や地域に対して、いじめに対する学校の考え方や取組を発信し、いじめの防止に協力を求めるとともに、保護者からの訴えにも積極的に耳を傾け、対応する。

(3) いじめ解消のための取組

- いじめが発見された際には、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、いじめの問題を担当が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行うとともに、いじめている児童には行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- 観衆・傍観している児童にも指導を行い、いじめは学級や学年集団全体の問題として対応していくとともに、教師もいじめ問題に対して本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめられている児童の保護者だけでなく、いじめている児童の保護者にも把握した事実や学校の方針を説明し、連携を図る。また、いじめが解消した後も、双方の保護者と継続的に連絡を行う。
- いじめに係る行為がやんでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないかなど面談等により確認できた場合を解消とする。
- 深刻ないじめに対しては、教育委員会・警察・児童相談所・医療機関等の外部関係機関にも協力を依頼し、連携して解決に当たる。

(4) 重大事態発生時の対応

- いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査を行い、事実関係を明らかにする。
- いじめを受けた児童及びその保護者に情報を提供するとともに、教育委員会に報告する。
- 専門的知識及び経験を有し、いじめ事案と直接関係のない第三者の協力を依頼し、調査の公平性・中立性を確保する。
- 被害児童の自殺等の最悪のケースを回避するため、複数の教員が見守る体制を作り、スクールカウンセラーや教育相談員と連携して対応する。
- 加害児童に対しては、必要に応じて別室指導や懲戒・出席停止の手立てを検討する。また、スクールカウンセラー等を活用し、加害児童とその保護者への心のケアに努める。

4 関係機関との連携

＜教育委員会への報告と連携＞

重大事案の発生を教育委員会に速やかに報告する。必要に応じて群馬県が設置するスクールカウンセラースーパーバイザーやスクールロイヤー等を要請する。

＜児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携＞

いじめの原因に児童虐待等の家庭の問題が疑われる場合には、群馬県が設置するスクールソーシャルワーカーを要請する。事案によって市の福祉部局や子育て相談課、児童相談所等の福祉機関に速やかに通告する。また、児童に精神的疾患が認められる場合には、スクールカウンセラーの助言を踏まえ、医療機関に相談する。

＜群馬県こころの緊急支援チームの活用＞

自殺事案が発生した場合には、群馬県こころの健康センターが設置する「自殺対策推進センター」の活用を図る。

＜群馬県公立学校いじめ問題調査委員会の活用＞

重大ないじめの事案の調査に関して、群馬県教育委員会が設置している「群馬県いじめ問題等対策委員会」の活用を図る。

5 保護者との連携

必要に応じて「いじめ対策緊急保護者会」を開催し、個人情報に配慮した上で、PTA・民生委員・児童委員との連携を図る。また、PTA役員とも連携し、必要に応じて協力を依頼する。

6 評価の実施

年間計画で決めた期間の終わりには、いじめについての学校の取り組みについて、学校評価アンケートの中に位置付け、保護者・教職員・学校関係者からの意見を集約し、次年度への取り組みに生かしていく。